

当座勘定規定新旧対比表

旧	新
<p>第 3 条(本人振込み)</p> <p>(1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>(2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p>	<p>第 3 条 本人振込み</p> <p>(1) 当行の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当行で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。</p> <p><u>(2) 振込金の受入れの際に、当行は取引内容に関する資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、振込金の受入れをお断りできるものとします。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p> <p>(3) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p>
<p>第 25 条 取引等の制限等</p> <p>(1) <u>預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、<u>(追加)</u> 払戻し等の預金取引の<u>(追加)</u> 一部を制限することができるものとします。</p> <p style="text-align: right;">(追加)</p> <p>(3) <u>第 1 項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができるものとします。</u></p>	<p>第 25 条 取引等の制限・謝絶</p> <p>(1) <u>当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p>(2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、<u>入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。</u></p> <p><u>(3) 1 年以上この預金口座の利用がない場合には、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(4) 第 1 項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引を含む入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限することができるものとします。</u></p>

旧	新
<p>①不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引  ②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般  ③当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への  抵触のリスクが高いと判断した個別の取引</p> <p>(4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。</p>	<p>①不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引  ②外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為取引全般  ③当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への  抵触のリスクが高いと判断した個別の取引</p> <p>(5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。</p> <p>(6) この預金口座の取引の際に、当行は、法令で定める本人確認、預金口座の利用目的等の確認のほか、当行所定の確認のため、取引内容に関する資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、入金、振込、払戻し等の預金取引の全部または一部をお断りできるものとします。</p> <p>(7) 第1項から第6項により生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>

(追加)

